

会 議 録

会 議 の 名 称	行田市国民健康保険運営協議会（令和元年 第2回）
開 催 日 時	令 和 元 年 9 月 2 6 日 （ 木 ） 開会：午後1時30分・閉会：午後3時00分
開 催 場 所	行田市役所 2階 203会議室
出席者(委員)	10名
欠席者(委員)	5名
事 務 局	5名（健康福祉部長、保険年金課長・主幹3名）
会 議 内 容	議題 第3号 国民健康保険税賦課方式等の変更について
会 議 資 料 他	
そ の 他	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事 務 局	市 民 憲 章 唱 和 行田市国民健康保険規則第 5 条第 3 項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告いたします。 なお、この会議は公開されますが、本日は傍聴を希望する方はおりませんので、このまま進めさせていただきます。 それでは、これより令和元年第 2 回行田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。 初めに吉田会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長 事 務 局	会 長 あ い さ つ ありがとうございました。 次に、国保事業者代表といたしまして、夏目健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。
健康福祉部長 事 務 局	部 長 あ い さ つ 次に、議事に移ります。行田市国民健康保険規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、吉田会長に議長をお願いします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは早速ですが、次第の 3、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。
事 務 局 議 長	会議録署名委員選任の説明 ただいま事務局から説明があったとおり、荒木委員さん、石岡委員さんをお願いすることによってよろしいでしょうか。
議 長	異 議 な し ご異議がないようですので、さよう決定いたします。 両委員さんよろしくお願いいたします。 次に、次第の 4、議題に入ります。 第 3 号「国民健康保険税賦課方式等の変更について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。
事 務 局	議題第 3 号の説明 配布資料の説明後、事務局案の提示。 県内で 2 方式を採用している近隣市の税率の状況や、所得階層別の増減世帯からすると、税率は慎重にせざるをえないと考えます。県は令和 3 年から令和 6 年の計画に目標年次を位置付ける予定としていること

	から、現時点では目標年次が不透明です。従って、今回は賦課方式の変更に重点を置き、案１を事務局案としたい。今後は基本方針を踏まえ、令和３年度以降、激変緩和措置の終了を見据え、今後の納付金の推移や国の公費投入の動向に注視していきたい。また、県内統一の時期を見据え、令和５年度までに保険税率の見直しを再度検討したいと考えている。
議 長	ただいま説明がありましたが、質疑等がありましたら挙手をお願いします。
委 員	案１を選択すると、現行と比べ、変化、増税になるのが一番少ない案ということになるのか。
議 長	事務局の答弁をお願いします。
事 務 局	そのとおりでございます。
委 員	そうすると、（国の激変緩和措置が終了する令和５年度までの）４年の間のどこかで、急に保険税を上げるということにならないか。
事 務 局	確かにそうした懸念もあったため、いろいろなパターン考えたが、県内他市の状況等をみても、また、近隣市と比べても税額を大きく上げるのは難しい。来年度、令和３年度から令和６年度までの新たな県の運営方針が示されるが、その方針を踏まえ、県内他市においても保険税統一に向け、動きがあるのではないかと思う。
議 長	他に質疑等がありましたら挙手をお願いします。
委 員	資産割対象世帯について、所得１００万円以下の世帯が４１．５３％と一番多くなっているが、今後、サラリーマンから退職して、国保に切り替わっていく人もいると思う。こうした世帯等を見込んでの今後の影響をどう見ているのか。
事 務 局	現在、国保の年齢別の被保険者数をみると、６５歳から７４歳までの方が国保加入者全体の４８．９％で、会社を退職する年齢の６０歳以上となると５９．７％を占めている。 本市は、人口が年々減少傾向にあり、今後、団塊の世代が徐々に後期高齢者医療に移行することや、法改正により短時間労働者等の社会保険への加入が促進されている状況を踏まえると、国保加入者が増える要因が見当たらないのが現状であり、国保被保険者数は、年々減少することを考慮し、今回試算を行っているところでございます。

議 長	他に質疑等がありましたら挙手をお願いします。 今回は、重要な案件でございますので、各委員さんから何か御意見がございましたら伺いたいと思う。
委 員	試算結果をみると、年金受給者は税額が下がり、子育て世代が上がる傾向であるが、何かカバーすることはできないか。
事 務 局	国や県においては、保険税統一に向け、支払能力等に応じて課税される所得割等の応能割と、世帯の人数に応じて課税される均等割等の応益割の割合を50対50にするようにとしているが、各市町村とも委員さん御指摘のとおり、子育て世代などの多人数世帯に考慮し、応益割を低く抑えているのが現状であり、今回の本市の税率等の変更においても考慮しているところである。 また、本市においては、子ども医療について、昨年度から対象年齢を18歳までに拡充しており、子育て世帯に配慮した施策も行っているところである。
委 員	今後、所得階層により、国保税を払える人と払えない人が出てくるのではないか。
事 務 局	既に税の申告により、所得が低い世帯には、7割・5割・2割の法定減免があり、それぞれの基準に該当する世帯に対して、減免した税額を通知しているところである。
委 員	新制度のなかで、一般会計からの法定外繰入がどの程度変わってくるのか。また、先ほども別の委員からもあったが、急激に保険税を見直すとなった場合、もう少し上げておけば急激な負担にならないのではないのか。
事 務 局	一般会計からの繰入については、平成26年度と29年度に国の財政支援が拡充され、法定繰入の金額が増えている。現在、公費の更なる拡充に向け、全国市長会等が国に対し要望活動を行っている。公費が更に拡充されれば、法定外の繰入も少なくなるため、今後その動向を注視していきたいと考えている。 次に、もう少し上げておけば急激な負担増にならないのではないのかについてですが、今回は、まず賦課方式を4方式から2方式に変更することを主に考え、それに伴う税率改正を行おうとするもので、法定外繰入の削減も考慮し、現状より若干の税収増を見込んだ額に設定したもので

委 員	ございます。 増税分については、国保の現状や資産割と平等割を廃止すること等を踏まえると、妥当な判断でしかたないと思う。
事 務 局	別の視点で国保全体を考えると、国保は発足当初から、他の健康保険と違い構造的な課題があり、一つの市町村で考えるのには限界がある。国や県も今後発想の転換が必要で、市町村として国や県に提言していくことも重要である。
委 員	委員さんの御指摘のとおり、国保は構造的な問題を抱えており、国に対し、全国市長会等が要望活動を行っていることから、今後、推移を見守っていきたいと思う。
事 務 局	新しい制度では、県内で税率を統一しようというのが最終目標ということか。
委 員	国は、都道府県ごとに税率を統一していこうとしており、最終的には、後期高齢者医療制度のように県内のどこに住んでいても同じ税率になるような方向で進んでいるところである。
事 務 局	繰越金は、歳入と歳出の差額ということでよいか。 また、法定外繰入が赤字ということだが、赤字だとまずい理由は何か。
委 員	繰越金は、歳入と歳出の差額である。
事 務 局	法定外繰入が各市町村でバラバラだと、保険税を統一する際に支障が出るので、まずは、それをなくせば財政に関係なく都道府県単位で統一できるということで、国は法定外繰入を赤字と定義している。
委 員	市町村で行ってきたことが都道府県単位となり、今度はその中で財政力がある都道府県とそうでない都道府県でまた差がでることになり
事 務 局	いたちごっこのような気がする。
議 長	このままだと先が見えないということで、国は、持続可能な国保制度を維持するために、今回の制度改正を行ったものでございます。
議 長	他に質疑等はございますか。
議 長	ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
議 長	なお、先ほど委員の皆様から出た御意見等につきましては、私、会長の吉田の方で、取りまとめさせていただきます。
議 長	それでは、議題第3号「国民健康保険税賦課方式等の変更について」につきましては、本協議会として、原案の「案1」に、先ほどあった意

	見等を付して了承し、その意見の取りまとめについては、会長に一任するということによろしいでしょうか。
	異 議 な し
議 長	さよう決定いたします。
	次に、次第の5、その他でございますが、事務局から何かありますか。
	事務局お願いします。
事 務 局	特にございません。
議 長	以上で、本日の議事の全てを終了いたしました。
	進行を事務局にお返しいたします。
事 務 局	長時間にわたり、慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和元年第2回行田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。